

平成 30 年 7 月豪雨災害の被災者に対する県税の減免等について（お知らせ）

## 納期限の延長・納税の猶予・減免など

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

税金は納期限までに納めなければなりません。被災された場合、納期限の延長、納税の猶予や減免などが認められる場合があります。お困りの際は、ご相談・ご申請をお願いします。

### ● 納期限の延長

災害により、期限までに申告や納税ができないときは、申請によりその災害がやんだ日から 2 カ月以内に限り、申告期限または納期限が延長されます。

ただし、次の地域に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方については、地域指定により平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（審査請求は除きます。）の提出期限と、納付又は納入期限が自動的に延長されていますので、申請は不要です。

地域指定により申告期限または納期限が延長されている地域					
広島市安芸区	呉市	竹原市	三原市	尾道市	東広島市
江田島市	安芸郡府中町	安芸郡海田町	安芸郡熊野町	安芸郡坂町	

※ 自動車取得税、自動車を購入した際に納付する自動車税、狩猟税は除きます。

※ 期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。

### ● 納税の猶予

次の場合には、1 年以内（事情により最高 2 年）に限り納税が猶予される場合があります。

（ただし猶予税額が 100 万円を超える場合、猶予期間が三月を超える場合は、原則、担保の提供が必要です。）

- ・ 本人の財産が災害により被害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ・ 本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき、または負傷したとき
- ・ 本人が事業につき著しい損失を受けたとき、または事業を廃業・休止したとき

### ● 証明手数料等の免除

被災された方が、その復旧等に必要な資金の借入れその他の手続のために使用する証明書を申請される場合は、納税証明手数料が免除されます。

この度の災害で被災したことにより、「免税軽油使用者証」を無くされた方が「免税軽油使用者証」の再発行を申請する場合は、交付手数料が免除されます。

## ● 災害による減免

次の場合には、税金の一部または全部が減免される場合があります。

対象税目	概要	対象年度等
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害から6月以内に取得した場合 ただし、広島県ナンバーの自動車を取得した場合に限ります。</li> </ul> 【減免額】 <b>代替自動車の自動車取得税額(全額)</b>	平成30年度
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について、災害が発生した日の翌日から6月以内に修理が完了した場合(修理完了までの期間が16日以上の場合に限る)</li> </ul> 【減免額】 <b>年税額×修理による運行不能月数/12</b>	平成31年度課税 (平成31年5月)
	自動車が災害により運行不能となり解体・抹消登録した場合には、申立により、運行不能となった日の翌月から解体・抹消登録までの期間を減額できます。	
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有する事業用資産について、災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の3分の1以上であり、事業の所得が1,000万円以下の場合</li> <li>所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該資産の合計価格の3分の1以上であり、前年中の所得が500万円以下の場合</li> </ul> 【減免率】 <b>所得区分及び損害率に応じて 25/100~100/100</b>	平成30年度課税
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産を取得した日から6月以内に当該不動産が災害によって滅失、損壊した場合</li> <li>災害によって不動産を滅失、損壊した日から2年以内に、当該不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合</li> </ul> 【減免額】 <b>{被災前価格-(被災後価格+保険等の補填金)}×税率</b>	平成30年度以降 課税

## ● ご相談の窓口

◎<平日：8時30分～17時00分>

事務所名	電話	事務所名	電話
西部県税事務所	082-228-2111	東部県税事務所	084-921-1311
西部県税事務所呉分室	0823-22-5400	東部県税事務所尾道分室	0848-25-2011
西部県税事務所廿日市分室	0829-32-1181	北部県税事務所	0824-63-5181
西部県税事務所東広島分室	082-422-6911	県庁税務課	082-513-2327